

上島町 下水道事業経営戦略
公共下水道事業
(令和 3 年度～令和 12 年度)

策定日： 令和 3 年（2021 年） 3 月

目 次

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	1
①施設	1
②使用料	3
③組織	3
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 現在の経営状況	4
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内の人口予測	5
(2) 有収水量予測	6
(3) 使用料収入の見通し	7
(4) 施設の見通し	8
(5) 組織の見通し	8
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の 策定に当たっての説明	10
①収支計画のうち投資についての説明	10
②収支計画のうち財源についての説明	11
③収支計画のうち投資以外の 経費についての説明	11
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の 取組や今後検討予定の取組の概要	12
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	12
6. 経営比較分析表	13
7. 投資・財政計画	14. 15

上島町 下水道事業経営戦略

団 体 名： 上島町
事 業 名： 公共下水道事業
策 定 日： 令和3年3月
計 画 期 間： 令和3年度～令和12年度

1. 事業概要

(1)事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (供用開始後22年経過)	法的・非適用の区分	非適用
処理区域内人口密度 (R01 経営比較分析表より)	2,533 人/km ²	流域下水道等への接 続の有無	無し
処理区数	3 処理区		
処理場数	3 処理場 (生名、弓削、岩城)		
広域化・共同化・最適 化実施状況	愛媛県の設置した検討会に参加しています		

本町は、周囲を瀬戸内海国立公園区域に囲まれた、風光明媚な瀬戸の景勝拠点地を有し、平成16年に様々な歴史的背景を持った4町村が合併して誕生しました。

本町の恵まれた天然の資産を後世に引き継いでいくために、これらの海域とそこに注ぎ込む河川の水質を保全し、快適で潤いのある水環境を創造していかなければなりません。このため、愛媛県と調整を図り、平成9年度に「全県域下水道化基本構想」を策定し、この構想をガイドラインとして本町の生活排水処理施設整備を計画的に推進してきました。具体的には、本町にて発生する汚水を、主に経済性から下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽にて処理する区域に分けて、各々鋭意整備を進めてきました。なお、これらの構想は、その後の事業の進捗や社会経済情勢等を踏まえて数度の見直しを行っています。

このうち、下水道につきましては、生名、弓削、岩城の3つの処理区にて処理を行うものとし、令和元年度末現在、すべての処理区の下水道整備は完了しています。

これらの一部供用開始年は、弓削（平成9年）、生名（平成14年）、岩城（平成17年）であり、令和元年度末現在、一部供用開始から14～22年が経過しています。

次頁に公共下水道の対象区域を示します。

公共下水道事業 対象区域

生名処理区(特環)

採択年度	H9
供用開始	H14.6.1
処理人口	1,850 人
処理能力	900m ³ /日
処理面積	58.4ha

生名浄化センター

弓削浄化センター

岩城浄化センター

岩城処理区(特環)

採択年度	H13
供用開始	H17.4.1
処理人口	1,500 人
処理能力	750m ³ /日
処理面積	44.0ha

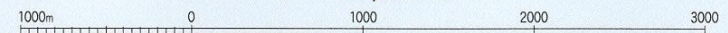
弓削処理区(特環)

採択年度	H4
供用開始	H9.12.1
処理人口	3,600 人
処理能力	1,650m ³ /日
処理面積	95.3ha

凡 例

	公共下水道事業
--	---------

1:50,000



②使用料

本町には下水道（3 処理区）・農業集落排水事業（4 処理区）・浄化槽事業がありますが、これらの使用料金体系を統一しており、使用料は排水量に応じて算出します。なお、井戸水をご使用されているご家庭で、その排水を下水道に接続している場合は、認定水量により排水量を決定します。

・下水道料金

区分	排水量	料金（税込み）※
基本料金	10 m ³ まで	1,320 円
超過料金	11 m ³ 以上（1 m ³ あたり）	88 円

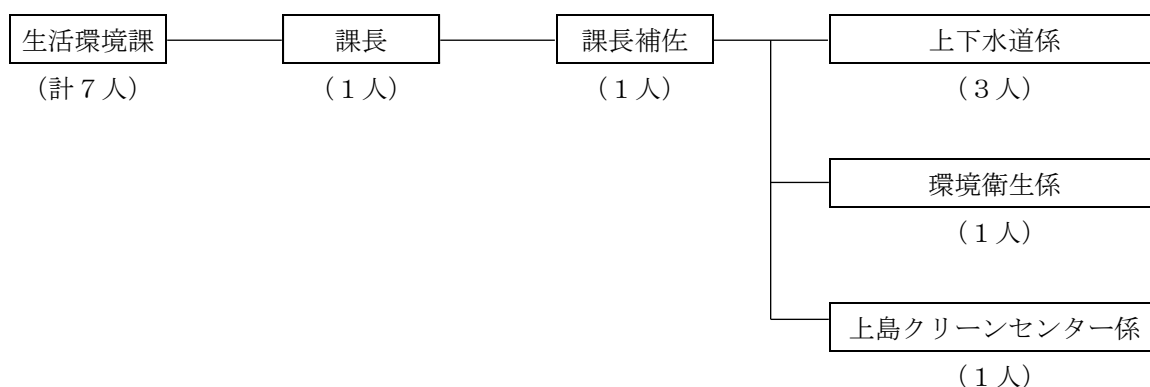
※消費税率 10%

・認定水量表（井戸水のみ）

世帯人員	認定水量	世帯人員	認定水量
1人世帯	8 m ³	3人世帯	24 m ³
2人世帯	16 m ³	4人以上	24 m ³ + (4 m ³ × 1人増ごと)

③組織

事業の運営は上島町生活環境課で行っており、次の人員構成で対応しています。
(※R3 年 3 月時点)



(2)民間活力の活用等

現在、3 処理場の維持管理業務を民間業者に委託しています。

(3)現在の経営状況

経営指標について整理を行い、経営状況の分析を行いました。（詳細は別添の経営比較分析表を参照）

	収益的収支比率 (%)	企業債残高対事業規模比率(%)	経費回収率 (%)	汚水処理原価 (円)	施設利用率 (%)	水洗化率 (%)
H27	79.73	363.99	47.28	251.32	52.90	95.22
H28	75.79	229.42	44.06	271.90	53.27	94.96
H29	75.28	197.43	42.58	276.23	45.90	95.13
H30	75.01	173.40	42.75	280.35	46.77	95.33
R1	100.00	139.67	43.95	273.75	45.36	95.65

：他団体と比較し、良い、：他団体と比較し、悪い、：他団体平均がなく比較不可

収益的収支比率が令和元年度決算において100%となっているのは、決算統計において、下水道事業についても、地方公営企業法の算定に見合った繰入の方法に基づき、是正したためです。

しかしながら、一般会計からの繰入金によって比率は100%となっていますが、使用料収入だけでは経営が困難な為、繰入金によって施設の維持管理や地方債償還金を補っている状況です。

本町の下水道施設は比較的新しく、既に整備が完了していることから、企業債残高対事業規模比率、施設利用率、水洗化率は、他団体（平均値）に比べ良好な水準を保っています。

このうち、企業債残高対事業規模比率は、処理場の機械電気設備等の老朽化に伴う改築・更新が本格化する当面の間は、良好な状態が続くと考えられます。

水洗化率は95%に達しており高水準であるため、今後、更なる水洗化率の向上を図ることは難しく、今後も水洗化率は現状並みの高水準で推移する見通しです。

施設利用率は現状では他団体に比べ良好であるものの50%を下回っています。今後、人口減少に伴い処理水量が減少し、施設利用率が低下（悪化）すると考えています。

一方、経費回収率、汚水処理原価が他団体（平均値）に比べやや悪い値を示していますが、これは離島という地理的条件から処理場の集約が困難であり他団体に比べて経費を多く要してしまうこと等が要因と考えています。

このように、現在、本町の下水道は離島といった地理的条件の中で、他団体に比べ、良好な下水道事業経営を行っています。しかし今後は、人口減少に伴う料金収入の減少減や、改築更新需要の増加による費用の増加が予測されます。

このため、経営指標をモニタリングにより経営状態の把握に努めると共に、更なる経費の削減や適正な料金の検討等を行う必要があると考えています。

経費の削減については、改築・更新する処理場機械・電気設備のダウンサイジング（小規模化）や高効率化、県が進める広域化・共同化への可能な範囲での参画等があり、将来的な収支のバランスを考慮した投資額の適正化や平準化が重要と考えています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内の人口予測

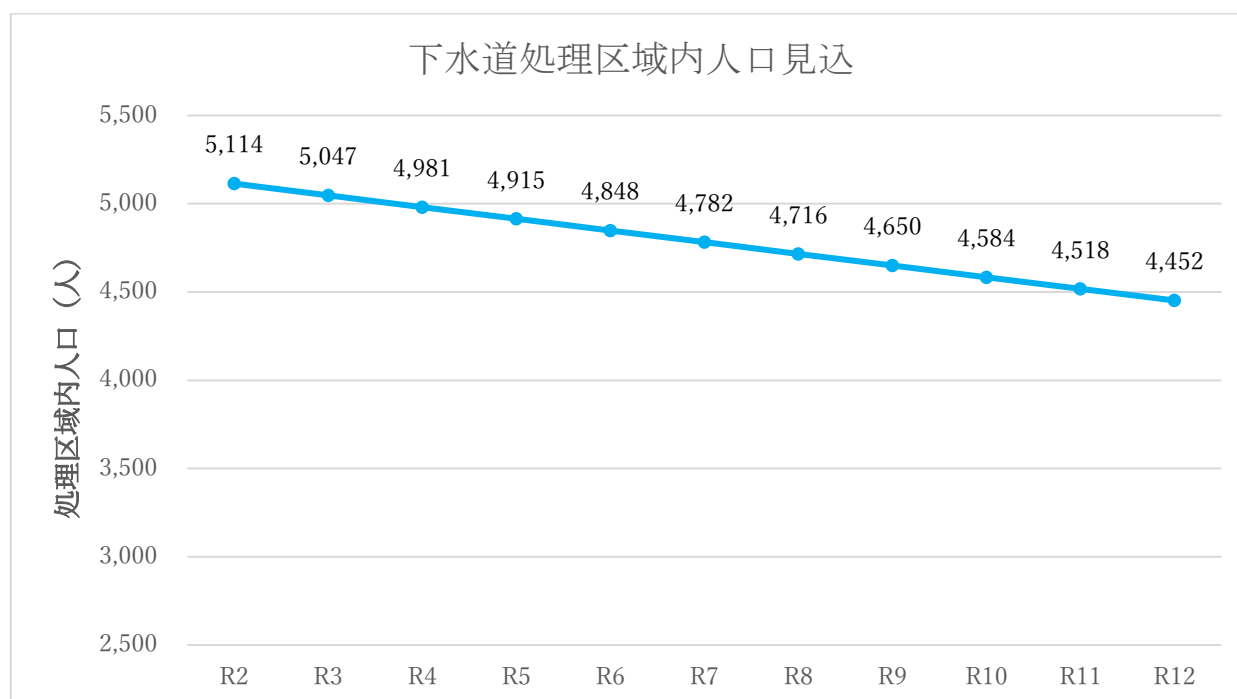
公共下水道の整備は完了しており、水洗化率も頭打ちとなっているため、今後は町域の人口変動に応じて処理区域内人口も変動する見通しとなります。

本経営戦略では、町域の人口変動は「上島町人口ビジョン（令和2年3月）」に基づき、町域一律で変動するものと仮定しました。この人口変動より、処理区域内人口は概ね一定の比率で人口減少していくこととなります。

「上島町人口ビジョン（令和2年3月）」による上島町の人口推移予測

	R2 (2020 年)	R7 (2025 年)	R12 (2030 年)
人口（人）	6,668	6,235	5,806
R2 に対する比率	1.00	0.94	0.87

処理区域内人口の推移見込



※H27 年の住民基本台帳の下水道接続人口を基準とし、R2 以降の人口変動比により試算した見込となります。

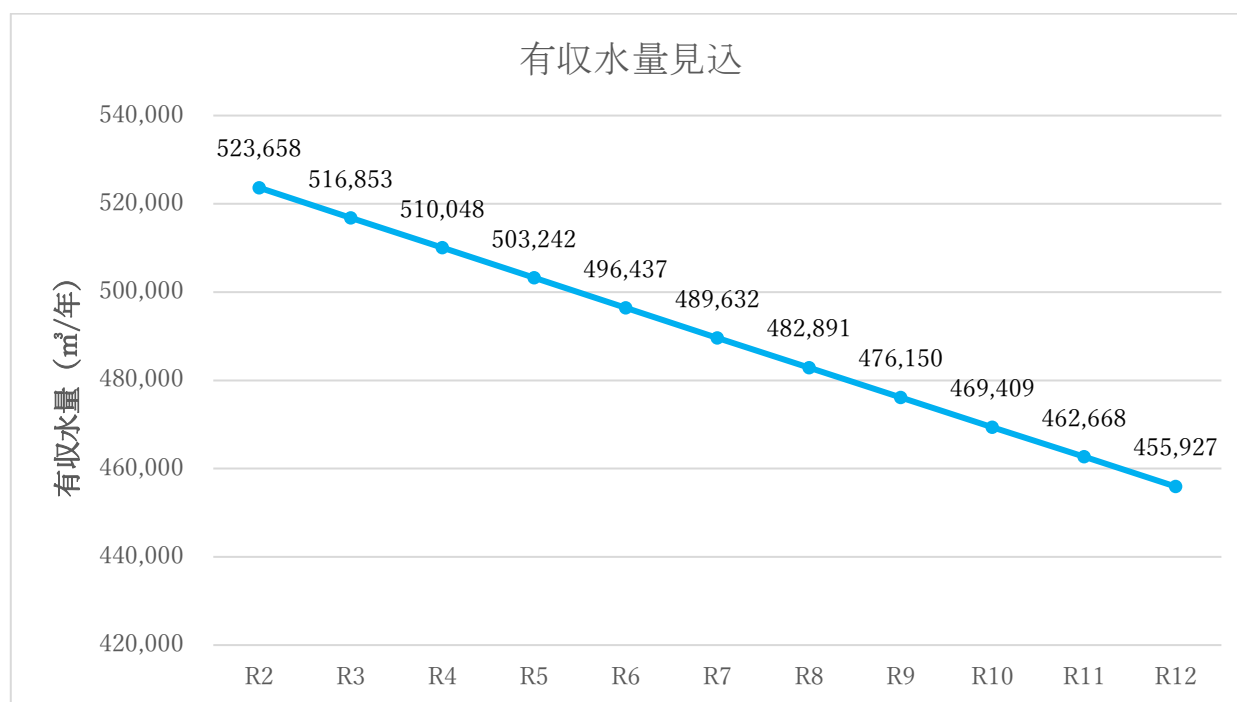
(2)有収水量予測

有収水量は下水道に接続している水洗化人口に応じて変動するものとなります。このため、(1)で示した処理区域内人口に一定の水洗化率(R1年の実績値として、95.7%)を将来にわたり乗じることで将来の水洗化人口を予測します。これに、水洗化人口1人あたりの使用水量(R1年の実績値として、107 m³/年)を乗じることで将来の有収水量の予測をします。

有収水量予測の設定条件

	R2 (2020 年)	R7 (2025 年)	R12 (2030 年)
処理区域内人口 (人)	5,114	4,782	4,452
水洗化率 (%)	95.7	95.7	95.7
水洗化人口 (人)	4,894	4,576	4,261
水洗化人口1人あたりの 使用水量(m ³ /年)	107	107	107

有収水量の推移見込



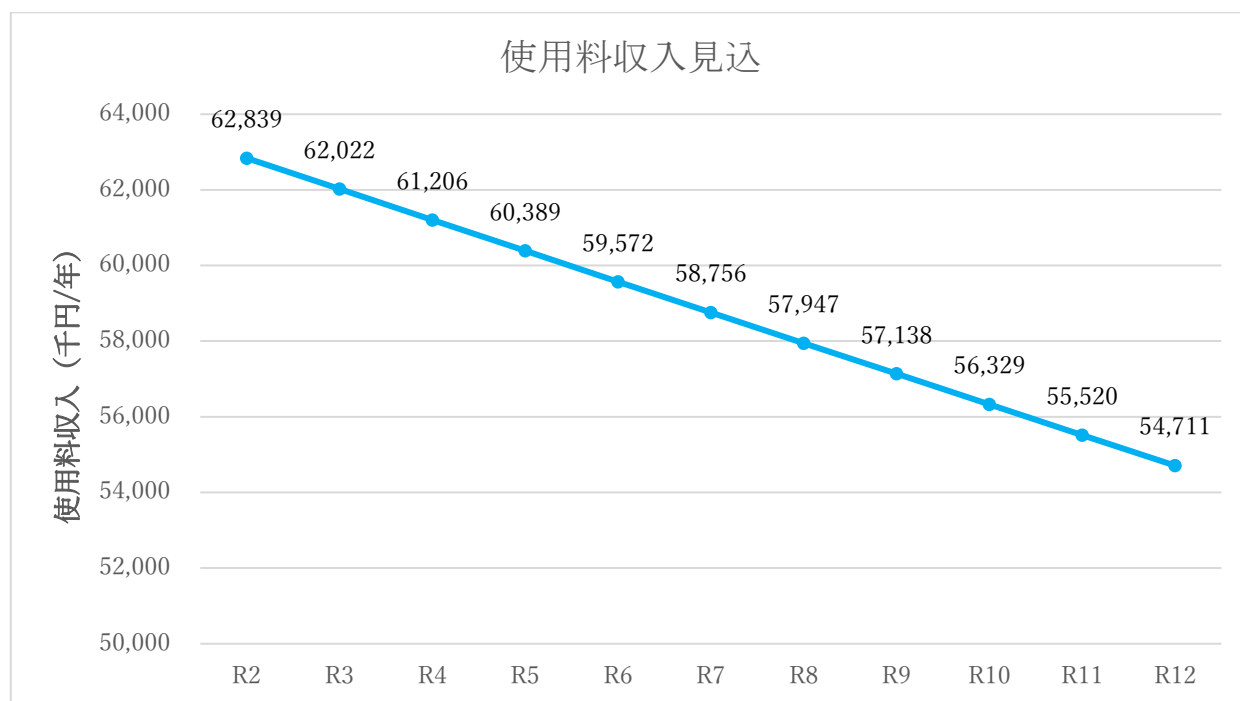
(3)使用料収入の見通し

令和元年度の有収水量 1 m³あたりの使用料収入（円/m³）に将来の予測有収水量を乗じることで使用料収入の見通しを試算しました。人口減少に伴い、使用料収入は微減する見通しとなります。

使用料収入試算の設定条件（令和元年度の実績）

	年間有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円/m ³)
公共下水道	514, 221	61, 861	120

使用料収入の推移見込



(4) 施設の見通し

公共下水道事業は主にストックマネジメント計画に基づき、改築・更新を実施していくことが今後の施設の見通しとなります。

特に処理場では耐用年数を超えた機械・電気設備を有しており、生名浄化センター、弓削浄化センター、岩城浄化センターにおいてこれらの改築・更新工事を予定しています。また、管路施設についても腐食のリスクが高い施設を中心とした点検・調査を実施し、必要に応じて修繕・改築を実施する予定です。

(5) 組織の見通し

上下水道事業は他の一般行政事務とは異なり、専門性が高く、従事期間に比例した経験値によって円滑に対応できるケースが多い。

最低人員では通常業務を担うだけで、技術継承や緊急対応などに支障をきたす可能性が高いことを懸念しており、現状の組織体制では適切な維持管理を行うのに十分な人数と言い難く、増員を希望しています。

今後の施設の更新や緊急対応の増加が見込まれるほか、令和5年度以降の法適化（全部適用予定）後、公営企業部署として適切な会計処理や維持管理を行える人数を確保していきたい。

3. 経営の基本方針

上島町第2次総合計画では下水道事業に係る分野において「生活基盤分野」として、「安心して快適に暮らし続けられる島人」を基本方針としています。この基本方針に基づき、「安定したサービスの提供」、「事業の継続」、「適切なマネジメント」を軸として事業に取り組みます。

安定した サービスの 提 供

施設の老朽化対策や災害発生時の施設機能の確保を行い、安定的な下水道サービスの提供を目指します。

- ・処理場や管路施設の点検・調査の実施
- ・不具合が確認される施設の修繕・改築の実施
- ・BCP 策定による災害発生時の対応

事 業 の 継 続

持続可能な運営ができるように、独立採算による運営や人材確保に努めます。

- ・経費の削減を図るための検討の実施
- ・適正な使用料の改定に係る検討の実施
- ・企業会計移行による法的化の実施

適 切 な マネジメント

下水道関連計画(主にストックマネジメント計画)に基づき、適切かつ効率的な修繕・改築の実施に努めます。

- ・ストックマネジメント計画に基づく建設投資の平準化
- ・修繕・改築の優先順位の明確化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

※「様式第2号（法非適用企業）投資・財政計画（収支計画）」参照。

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

○ 目 標

今後は老朽化施設に係る更新費用が増加することとなるため投資の平準化を図り、持続可能な事業実施を目指します。

○ 計 画

ストックマネジメント計画で位置付けている施設の管理区分（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）や改築実施の判断基準に基づき、優先順位の高い施設（不具合の発生リスクが高い施設、耐用年数を大きく超過している施設）を計画的に点検・調査を行い、不具合が確認される場合は早急に修繕・改築を行います。

○ 取組み状況

ストックマネジメント計画を策定しており、令和2～6年度の実施計画が策定済みです。同計画に従い、処理場施設については令和2年度に実施設計を行い、令和3年度以降、工事に着手する予定です。管路施設については、令和2年度に点検調査を行っており、今後も継続的に点検・調査を実施する予定です。

②収支計画のうち財源についての説明

○ 目 標

今後は公営企業会計への移行を進めます。その後は公営企業の原則である「独立採算」で運営を行えるよう適切に事業展開を行います。

建設投資に対し、利用可能な国・県等の補助や交付税措置の高い起債を活用するなど、可能な限り単独費用を抑えるように努めます。

○ 財源の考え方

使用料収入	2. 将来の事業環境（3）使用料収入の見通しに示した通り、町内の人口減少に伴う使用料収入の微減が予想されます。
国庫補助金	ストックマネジメント支援制度を活用し、改築・更新にあたっては積極的な財源確保に努めます。
他会計繰入金	元利償還費について繰入が必要な状況です。 上記に加え、赤字補てん分についても繰入が必要な状況です。 今後は元利償還費の低減により繰入金は減少する見通しです。
起債の借入	交付税措置がある有利な起債の借入を行う。 基本的には、建設投資のみ検討することとなる。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の考え方について

・ 人件費や維持管理費に関する事項

例年と同程度に抑制することとしています。

・ 修繕費に関する事項

機器の老朽化に伴い、修繕費用等の増加が見込まれることから、財源の確保に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組及び今後の検討事項について

・広域化・共同化・最適化に関する事項（投資）

愛媛県が平成 30 年 11 月に設置した「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会」に参加し、広域化・共同化の今後の方向性について検討を行うための地域別ワーキンググループに参加しています。

今後、この検討内容に応じて取組施策の検討を行います。

・民間活力の活用に関する事項（投資）

包括的民間委託等の PPP 手法活用の可能性についても検討を行い、さらなる経営効率化を目指します。

・使用料見直しに関する事項（財源）

法適化後に改めて経営診断を行い、適正な使用料金の見直しについて検討を進める予定です。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理を行いながら概ね 5 年ごとに計画の改定を行うことが必要です。また、計画と大きな乖離が生じた場合や国等の補助金の状況を含めた様々な下水道事業を取り巻く環境の変化があるときにも見直しが必要となります。当面では特に企業会計移行後の収支状況により見直しが必要となる見通しです。

経営比較分析表（令和元年度決算）

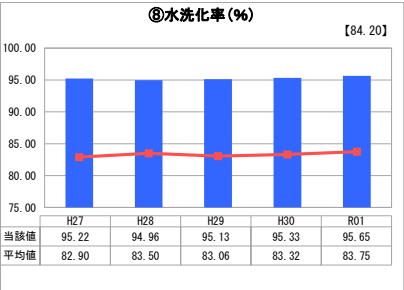
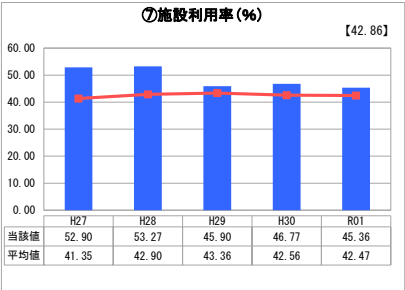
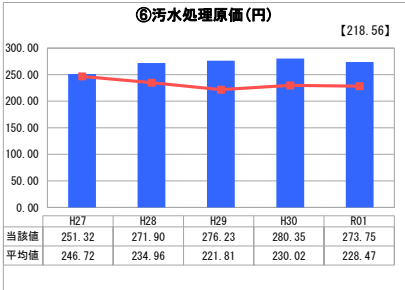
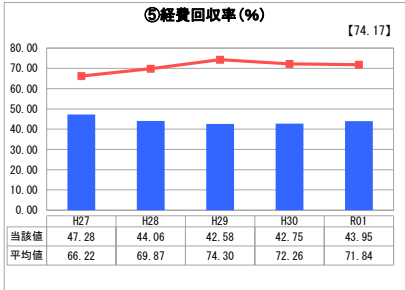
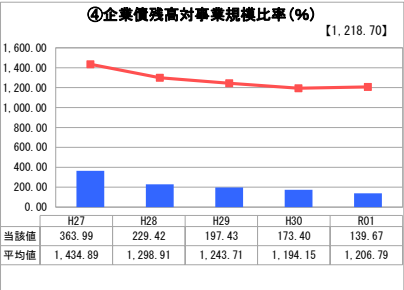
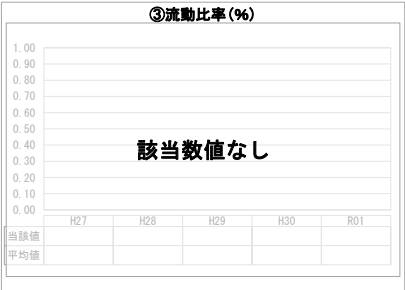
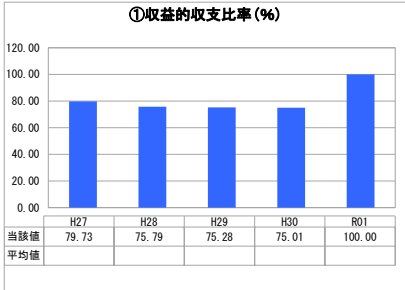
愛媛県 上島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	75.66	92.98	2,160

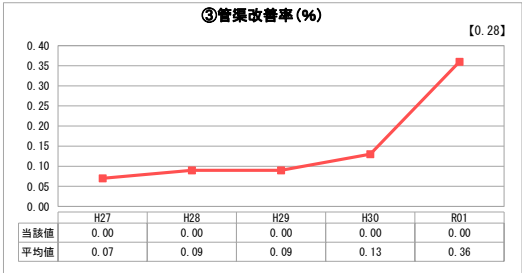
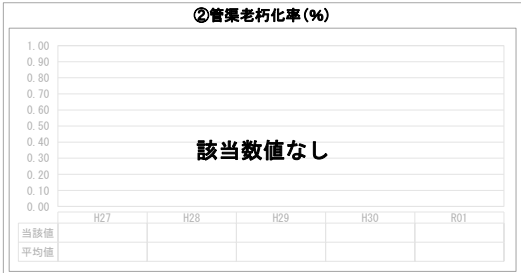
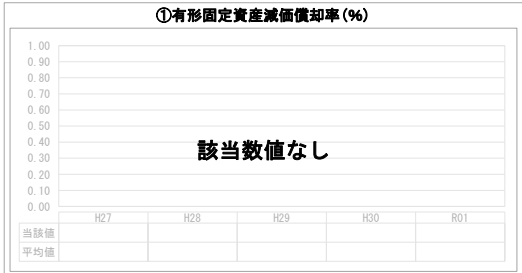
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,761	30.38	222.55
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,016	1.98	2,533.33

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①【収益の収支比率】は100%となっているが、使用料収入だけの経営が困難な為、一般会計からの繰入金によって施設の維持管理や地方債償還金を補っている状況である。今後は、料金改定及び経費の削減を検討していきたい。

②【累積欠損金比率】と③【流動比率について】は、法非適用企業のため該当しない。

④【企業債残高対事業規模比率】は、全国や類似団体の平均値に比べると良好な値であるが、今後は長寿命化・耐震化工事等による新規の起債借入を行う予定の為、近年度中に増加に転じるものと考えられる。

⑤【経費回収率】は、全国や類似団体の平均値より低い値となっている。離島という地理的条件から処理場を集約出来ず、全国や類似団体と比べ経費がかかっているためである。

⑥【汚水処理原価】は、273.75%と前年度に比べ6.6%減少している。、人口減少による汚水処理量の減少と有収水量の増加によるものである。

⑦【施設利用率】は、45.36%と全国や類似団体と比べ良好な値を維持しており、前年度に比べ1.41%減少している。処理水量に見合った施設能力の見直しなどを検討する必要がある。

⑧【水洗化率】は、95.65%と全国や類似団体より高水準を維持している。今後も未接続世帯減少に向けて取り組んでいきたい。

2. 老朽化の状況について

老朽化対策として、平成29年度よりストックマネジメント計画の策定に着手している。策定した計画に基づき、弓削浄化センターの長寿命化及び耐震化工事を行っている。今後もストックマネジメント計画を活用し、施設の更新工事を実施していく。

全体総括

公共下水道区域については、面整備率100%かつ水洗化率95.65%という高水準の整備状況である。離島のため、各島に下水道施設が必要であるため、維持管理費用が多かかっている。高齢社会と人口減少に伴い料金収入は減少傾向にあり、料金収入では賅うことができないことから、費用の大部分を一般会計からの繰入金に頼っている状況である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (決 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 入 (A)	230,155	304,121	300,797	294,822	304,705	294,927	292,335	278,828	270,065	262,560	236,186	224,038	199,208
		(1) 営 業 収 入 (B)	58,717	61,878	62,913	62,096	61,280	60,463	59,646	58,830	58,021	57,212	56,403	55,594	54,785
		ア 料 金 収 入	58,617	61,861	62,839	62,022	61,206	60,389	59,572	58,756	57,947	57,138	56,329	55,520	54,711
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	100	17	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
		(2) 営 業 外 収 益	171,438	242,243	237,884	232,726	243,425	234,464	232,689	219,998	212,044	205,348	179,783	168,444	144,423
	収益的支出	ア 他 会 計 繰 入 金	170,571	242,241	236,995	231,837	242,536	233,575	231,800	219,109	211,155	204,459	178,894	167,555	143,534
		イ そ の 他	867	2	889	889	889	889	889	889	889	889	889	889	889
		2 総 費 用 (D)	157,975	162,869	161,416	154,771	161,129	152,561	157,109	144,870	142,732	148,838	142,307	148,011	136,945
		(1) 営 業 費 用	128,080	135,771	137,048	133,048	142,048	136,048	143,048	133,048	133,048	141,048	136,048	143,048	133,048
		ア 職 員 給 与 費	3,869	4,705	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619	4,619
		ウ ち 退 職 手 当													
	資本的収入	イ そ の 他	124,211	131,066	132,429	128,429	137,429	131,429	138,429	128,429	128,429	136,429	131,429	138,429	128,429
		(2) 営 業 外 費 用	29,895	27,098	24,368	21,723	19,081	16,513	14,061	11,822	9,684	7,790	6,259	4,963	3,897
		ア 支 払 利 息	29,895	27,098	24,368	21,723	19,081	16,513	14,061	11,822	9,684	7,790	6,259	4,963	3,897
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	72,180	141,252	139,381	140,051	143,576	142,366	135,226	133,957	127,333	113,722	93,878	76,027	62,263
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	134,599	74,842	30,431	71,646	116,809	66,338	37,019	20,462	20,512	20,188	18,764	17,544	16,531
		(1) 地 方 債	17,600	29,200	16,500	34,300	58,400	30,100	15,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	88,429	9,259	4,316	4,396	4,409	4,488	4,569	4,412	4,462	4,138	2,714	1,494	481
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	28,570	36,383	9,615	32,950	54,000	31,750	16,650	8,250	8,250	8,250	8,250	8,250	8,250
		(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	205,461	211,846	169,812	211,697	260,385	208,704	172,245	154,419	147,845	133,910	112,642	93,571	78,794
		(1) 建 設 改 良 費	56,586	70,602	30,977	72,144	118,529	66,900	36,700	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
		ウ ち 職 員 給 与 費	3,393	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	148,875	141,244	138,835	139,553	141,856	141,804	135,545	134,519	127,945	114,010	92,742	73,671	58,894
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 70,862	△ 137,004	△ 139,381	△ 140,051	△ 143,576	△ 142,366	△ 135,226	△ 133,957	△ 127,333	△ 113,722	△ 93,878	△ 76,027	△ 62,263

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (決 算) (見 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,318	4,248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	3,929	1,237	1,082	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,247	5,485	1,082	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	4,010	4,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	1,237	1,082	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	75	100	100	100	101	100	100	100	100	100	100	101	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	58,717	61,878	62,913	62,096	61,280	60,463	59,646	58,830	58,021	57,212	56,403	55,594	54,785
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,489,149	1,366,505	1,244,170	1,138,917	1,055,461	943,757	824,012	697,292	577,147	470,937	385,995	320,124	269,030

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (決 算) (見 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分	170,571	242,241	233,096	227,906	237,370	229,488	228,513	216,222	208,268	201,572	176,007	164,668	140,647
うち基準内繰入金	170,571	164,102	158,887	156,880	156,528	153,829	145,037	141,930	133,167	117,662	96,288	77,140	62,310
うち基準外繰入金	0	78,139	74,209	71,026	80,842	75,659	83,476	74,292	75,101	83,910	79,719	87,528	78,337
資 本 的 収 支 分	88,429	9,259	8,215	8,327	9,575	8,575	7,856	7,299	7,349	7,025	5,601	4,381	3,368
うち基準内繰入金	4,164	4,240	4,316	4,396	4,409	4,488	4,569	4,412	4,462	4,138	2,714	1,494	481
うち基準外繰入金	84,265	5,019	3,899	3,931	5,166	4,087	3,287	2,887	2,887	2,887	2,887	2,887	2,887
合 計	259,000	251,500	241,311	236,233	246,945	238,063	236,369	223,521	215,617	208,597	181,608	169,049	144,015